

## 介護職員等の処遇改善について

当法人では介護職員等処遇改善の一環として介護職員の給与を下記の通り変更いたしました。

### 記

#### (資格手当)

介護福祉士（正職員）	12,000円
介護福祉士（パート）	10,000円（常勤換算数を乗じた金額とする）
初任者研修終了者	2,000円

#### (処遇改善手当)

介護職員等処遇改善実施事業者として承認されている期間において、介護職員に次の処遇改善手当を支給する。ただし、対象年度期間内に支給し切れない場合は、支給対象年度の最終月に一時金として支給する。一時金の支給は介護職員以外の職種も対象とする。

(1) 介護正職員	57,000円
(2) 経験技能のある介護職員	77,000円
(3) パート職員（週30時間以上勤務者）	8,000円 + 15,000円に常勤換算数を乗じた金額
(4) パート職員（週30時間未満勤務者）	4,000円 + 15,000円に常勤換算数を乗じた金額

以上

令和7年4月1日  
社会福祉法人国際保健支援会  
理事長 横内 定明